



交通ひろしま

秋号
2024

HIROSHIMA TRAFFIC SAFETY

編集・発行 公益財団法人 広島県交通安全協会 広島県交通安全活動推進センター
〒731-5108 広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター5F
TEL(082)941-7700 FAX(082)941-7701
URL <https://www.hiroankyo.or.jp/> e-mail: htss@hiroankyo.or.jp



令和6年6月末現在の交通事故発生状況(県内)		
件数	2,189件	(昨年比 -99件)
死者数	35人	(昨年比 -4人)
負傷者数	2,574人	(昨年比 -153人)

令和6年

秋の全国交通安全運動

実施期間

令和6年9月21日(土)～9月30日(月)
交通事故死ゼロを目指す日:9月30日(月)

令和6年 広島県交通安全年間スローガン

『今日もまた あなたの無事故 待つ家族』

<運動重点>

反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

- ◇歩行者や自転車利用者において、夜間・薄暮時での交通事故を防ぐには、明るい色の服装で、反射材用品などを活用するとともに、歩行者は**ライト携行**、自転車利用者は**早めのライト点灯**による周囲からの視認性を高めることが効果的です。自分の存在を周囲に伝えることを心がけ、交通事故に遭わないよう工夫しましょう。

- ◇横断歩道を横断する際は、**無理な横断はやめましょう**。接近する車は見た目より速く走っています。安全確認をおこない、手を挙げるなどして「横断したい」という意思をドライバーへ伝えましょう。



「高齢者の交通安全の日」～毎月10日

自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ◇全ての自転車利用者の**ヘルメット着用が努力義務化**されています。警察庁によると、自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約5割が頭部に致命傷を負っています(令和元年～令和5年合計)。自転車や電動キックボード等を利用する場合、命を守るためにもヘルメットを着用しましょう。
- ◇「自転車安全利用五則」等の交通ルールを守りましょう。

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



「自転車安全利用の日」～毎月1日

夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

- ◇運転者は、夕暮れ時などは**早めにライトを点灯**し、夜間などでは、先行車・対向車がない場合や、歩行者・自転車を幻惑させないよう、必要に応じて**上向きライトを活用**するなどこまめにライトを切り替え、危険をいち早く発見しましょう。歩行者・自転車運転者は、明るい色の服装で**反射材用品**を活用しましょう。また、歩行者は、LEDライトを携行したり、自転車運転者は、夜間ではもちろん、夕暮れ時なども早めにライトを点けましょう。

- ◇依然として、飲酒運転はなくなりません。飲酒運転は悪質な犯罪です。「運転しても大丈夫」、その身勝手な判断が危険への第一歩です。

お酒を飲んだら、絶対に車両(自転車含む)を運転してはいけません。二日酔いでもアルコールが残っていると飲酒運転になります。

「飲酒運転根絶の日」～毎月20日

